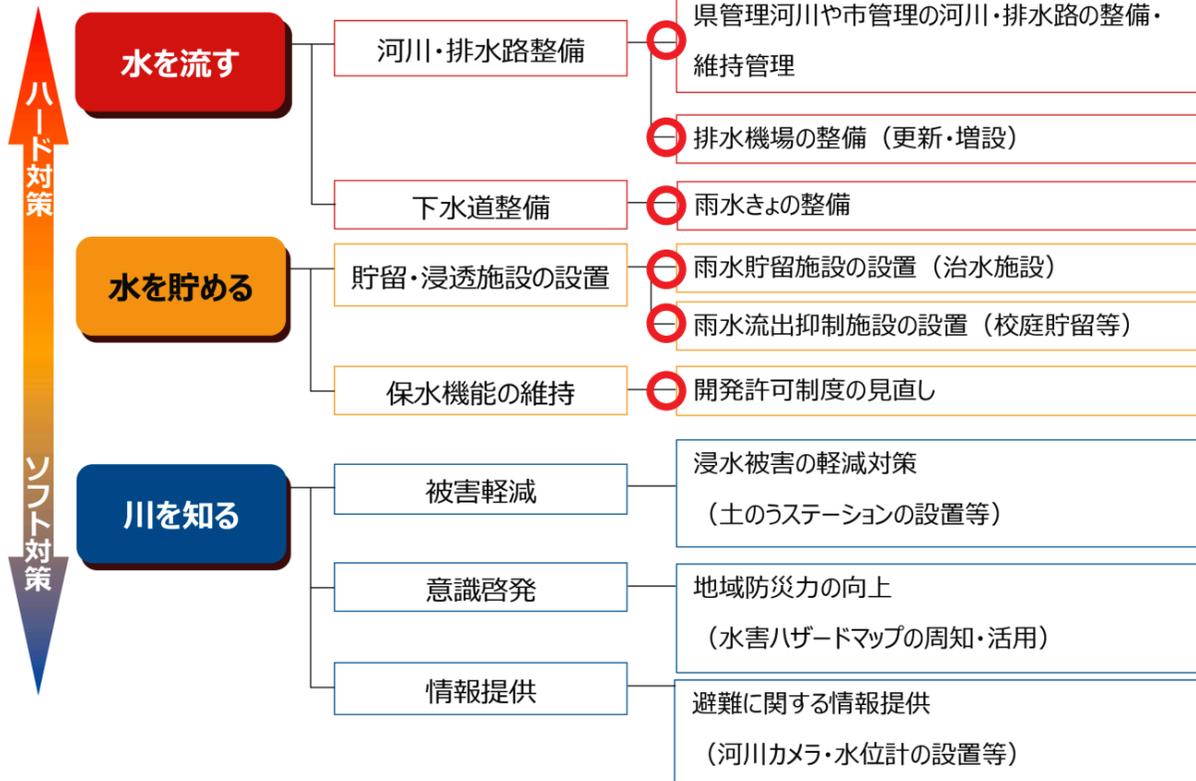


資料1 1 流域治水への対応と課題について



R2年度 浜松市総合雨水対策計画より

図18 対策方針ツリー図

資料2 3 所有者不明土地等の解消と相続登記義務化について

◇発議案第4号

相続登記未了により発生する行政上の諸問題を解決するため  
不動産登記制度の改善を求める意見書

我が国の不動産登記法（明治32年施行）において、所有権に関する登記は、所有者の自由意思に委ねられており、義務化されていない。このため相続や売買が繰り返される間に、本来、不動産の権利関係を公示するためのものであるはずの登記簿で所有者が確認できず、公共事業における収用や徴収など、行政事務に支障を来すといった問題点がこれまでも指摘されてきた。

今日的には、特に被災地の災害復興事業において、相続登記未了不動産は所有権移転登記の大きな妨げになっており、災害復興という緊急かつ公益的な面からも改善が望まれる。

また、全国的に数多く存在する、いわゆる「道路内民地」についても、寄附による所有権移転登記をしようとしても、相続登記未了問題が障害となっている。

さらに入会地等は、多くの共有者名義となっており、相続登記等の名義変更が事実上不可能な状態にある。

よって、国においては、こうした課題を解決するため、下記の点を考慮の上、不動産登記制度の改善を進めるよう強く要望する。

記

- 1 入会地等の名義変更不能土地を一定の要件のもとに国に供託して払い戻すなどの制度を創設すること。
- 2 登録免許税の減税や改定といったインセンティブを付与するなど、相続登記を進めやすくするための環境を整備すること。
- ③ 抜本的な課題解決に向けて、所有権登記の義務化を検討すること。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

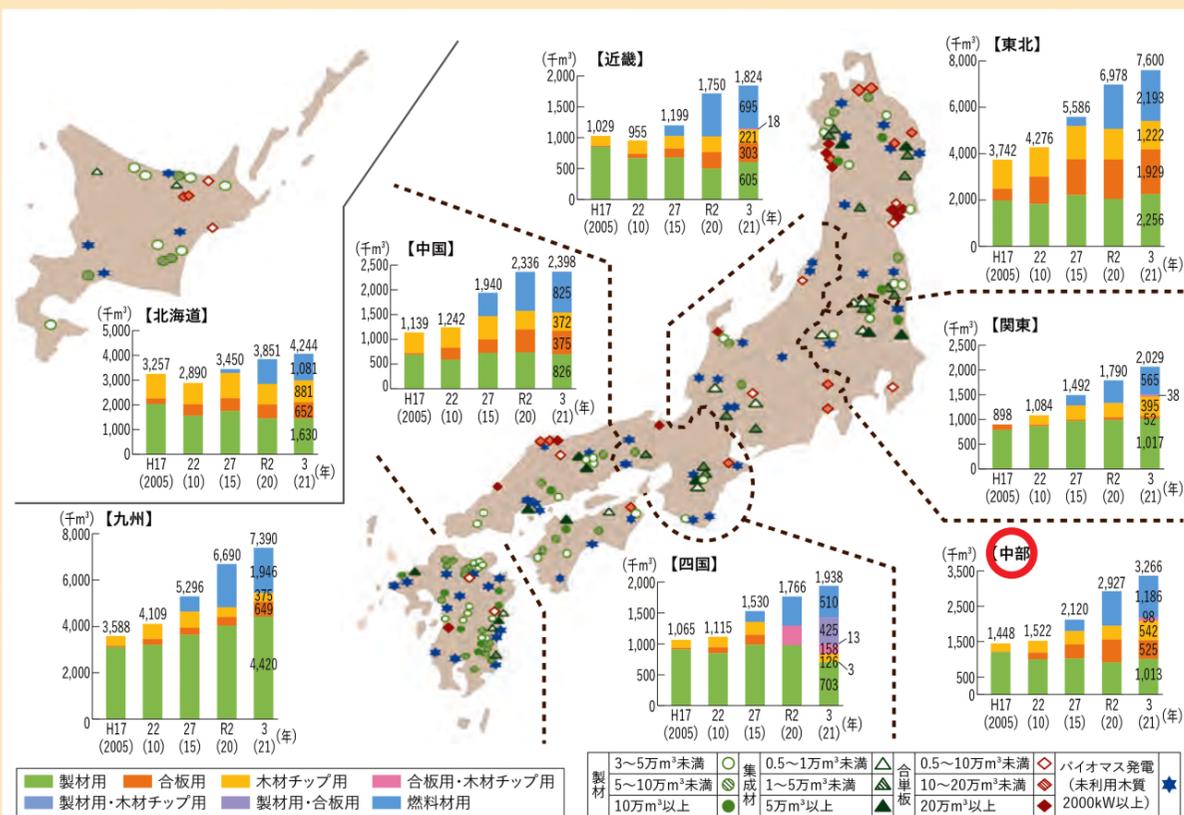
平成25年6月14日

浜松市議会

平成25年5月議会定例会資料より

資料4 5 林業振興策について

資料Ⅲ-29 製材・合板工場等の分布及び原木生産量の変化



林野庁HP R4年度 森林・林業白書より

資料3

民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要

法務省民事局  
令和6年1月

■民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）

■相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）

令和3年4月21日成立  
同月28日公布

【両法律の概要】  
所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直し

発生 予防	登記がされるようにするための 不動産登記制度の見直し	利用の 円滑化	土地・建物等の利用に 関する民法の見直し	発生 予防	土地を手放すための 制度の創設
①	相続登記の申請義務化 ・ 相続人申告登記の創設などの負担軽減策・環境整備策をパッケージで併せて導入 P.3	①	財産管理制度の見直し ・ 所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度等の創設	①	相続土地国庫帰属制度の創設 ・ 相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設
②	住所等の変更登記の申請義務化 ・ 他の公的機関（住基ネット等）から取得した情報に基づき、登記官が職権的に変更登記をする方策を併せて導入 P.4	②	共有制度の見直し ・ 共有者不明の共有物の利用の円滑化	②	相隣関係規定の見直し ・ ライフラインの設備設置権等の規律の整備
③	相続制度の見直し ・ 長期間経過後の遺産分割の見直し など P.6	③	相続制度の見直し ・ 長期間経過後の遺産分割の見直し など P.5	③	相続制度の見直し ・ 長期間経過後の遺産分割の見直し など P.5

（①につき）  
令和6年4月1日施行

令和5年4月1日施行

令和5年4月27日施行

（②につき）  
令和8年4月1日施行

（※一部は令和8年2月2日施行）

各制度を分かりやすく説明したパンフレットは、こちらから



法務省HP 所有者不明土地より